

優遇を受けるまでの流れ

1 交付申請書の作成・申請

右側の「高齢者運転免許卒業カード交付申請書」を作成のうえ、必要な書類を添えて、香川県危機管理総局くらし安全安心課あてに郵送又はご持参ください。

必要な添付書類

- 次の①又は②のうちどちらか
 - ① 警察署又は運転免許センターでさん孔(パンチ)措置された免許証の写し
 - ② 自動車安全運転センターが発行する「運転免許経歴証明書」
 - ・「運転免許経歴証明書」の発行については、自動車安全運転センターにお問い合わせください。
(高松市郷東町 587 番地 138 香川県警察本部運転免許センター内
電話:087-882-3399)
 - ・運転免許経歴証明書の発行手数料として、**670円**必要です。
 - ・有効期限切れに関する証明は、期限切れ後3年以内、病気等による取消に関する証明は、取消後5年以内であれば行うことができます。
(証明ができない場合は、卒業カードを交付することはできません。)
- 申請者の顔写真(6か月以内に撮影したもの。縦3cm、横2.4cm)
- 郵便局で払い込んだ「振替払込請求書兼受領証」(ATMで振り込んだ場合は「利用明細票」) 交付手数料は1,100円です。(平成30年11月1日払い込み分から)
※「振替払込請求書兼受領証」又は「利用明細票」は、交付申請書の指定場所に貼り付けてください。

■郵送宛先

〒760-8570 高松市番町四丁目1-10
香川県危機管理総局くらし安全安心課

■県庁に持参される場合

くらし安全安心課まで(本館8階)
受付時間/月曜日～金曜日(祝日・休日を除く)8:30～17:15

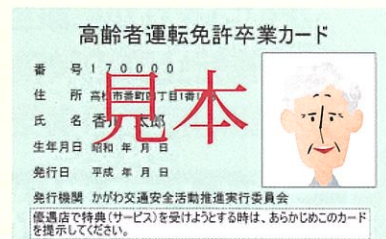
チェック!



2

運転免許卒業カードの交付

県庁に持参していただいた場合は、原則として即日交付しますが、後日郵送となる場合もあります。



3

優遇店で運転免許卒業カードを提示すると、お得なサービスが受けられます。

- 優遇店は、県HPや市町などで配布するガイドブックでご紹介しています。
- 市町の優遇制度には制限があります。